

随意契約（相手方指定）調書

件名	戸籍附票システム改修業務委託	No.5200497
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和6年6月11日	
契約金額	2,662,000円（消費税込み）	

契約相手方	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 (法人番号：2011401007325)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	戸籍附票システム改修業務委託
指名業者 (案)	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 所在地 東京都板橋区坂下一丁目１９番１号 代表者 支店長 久保 裕之
特命理由	本件は、令和５年６月９日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」に対応するため、戸籍附票システムに機能を追加するための改修を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、現行システムの導入及び運用支援等を受託しており、同システムのパッケージの著作権を保持していることから、システム改修や連携テスト等を含む本件を履行できるのは上記業者に限られる。 以上の理由から、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)